

# つながる安心と ひろがる未来を考える

～令和時代、土地家屋調査士の使命～

日時：2020年10月26日（月）13:00 [開場12:30] ～17:45

会場：東京国際フォーラム ホールB

東京都千代田区丸の内3丁目5番1号 TEL 03-5221-9000 (代)

## 内容（予定）

- 主催者挨拶** 「今、土地家屋調査士は何をなすべきか！」 日本土地家屋調査士会連合会会長 國吉 正和
- 記念講演** 「揺れ動く時代における専門家」 前最高裁判所長官 寺田 逸郎 氏
- 討論** 「法改正！土地家屋調査士の使命」 中央更生保護審査会委員長（元東京高等裁判所長官） 倉吉 敬 氏  
日本土地家屋調査士会連合会会長 國吉 正和  
日本土地家屋調査士会連合会副会長 鈴木 泰介
- 提言** 「法制定！狭あい道路解消の可能性について」 参議院議員（土地家屋調査士） 豊田 俊郎 氏
- 意見発表** 「狭あい道路整備促進の必要性について」 国土交通省住宅局市街地建築課長 宿本 尚吾 氏  
岡崎市建築部次長 田口 富隆 氏  
土地家屋調査士 米澤 實 氏
- 基調講演** 「防災・減災・国土強靱化！！  
～まちづくりにおける土地家屋調査士の役割～」 内閣官房長官 菅 義偉 氏
- 宣言** 「土地家屋調査士70年宣言」 日本土地家屋調査士会連合会会長 國吉 正和





## 土地家屋調査士とは

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家であり、そのために必要な調査・測量、申請手続等を業とする唯一の国家資格者です。

### シンポジウム開催の趣旨・目的

土地家屋調査士は70年間、国民の安心と安全な暮らしを提供するために活動をしてきました。

今般、土地家屋調査士法が改正されたことによって、土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定に改正され、資格者としての位置づけとその責任がより明確にされました。

#### 土地家屋調査士法

##### (土地家屋調査士の使命)

第1条 土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

今、私たち土地家屋調査士は業務形態の変革に向けて、意識と行動を変える時期を迎えました。

近年、人口減少と高齢化社会、異常気象と自然災害、社会インフラの老朽化といった社会問題の中において、「土地家屋調査士がすべきこと」は、空き家と所有者不明土地問題、防災・減災とまちづくりへの貢献です。

この生活の基盤となる問題に私たち土地家屋調査士が、役立つ資格者であるという強いメッセージを発信し、国民生活の安心・安全と未来のまちづくりに寄与していくため、日本土地家屋調査士会連合会は、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会と共催し、行政、官庁、関係団体、そして国民の皆様と結び合い、目的意識を共有するために土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムを開催いたします。

### アクセスマップ



※ 当日の天候、災害、国会の日程、新型コロナウイルス感染症等の状況により事前の告知なくプログラムを変更する場合がございます。